

受日野企第1473号  
平成29年9月29日

鳥取県知事 平井伸治様

日野町長 景山享弘



(仮称)鳥取西部風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に関する意見について  
(回答)

平成29年9月12日付第201700147438号にて依頼のあった標記の件について別紙のとおり意見を付して回答します。

(担当)

日野町役場企画政策課 入澤

TEL 0859-72-0332 FAX 0859-72-1484

E-mail irizawa@town.tottori-hino.lg.jp

## 別紙

### (仮称) 鳥取西部風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に関する意見

本事業は、合同会社NWE-09インベストメントが鳥取県西部地区（伯耆町、江府町、南部町および日野町）において、最大出力 160,000kW の風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである一方、奥日野県立自然公園および中国山地の豊かな自然環境を開発するものであり、且つ工事中及び供用時における騒音や風車の陰による生活環境への重大な影響、景観上の支障等、地域への様々な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画のさらなる検討にあたっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定および風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯・内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

#### 1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取り付け道路等の付帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造・配置または位置・規模（以下「配置等」という。）の検討にあたっては、計画段階配慮事項に掲げた各事項にかかる環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画に反映させること。

なお、本事業の事業実施想定区域周辺には、多数の住居や施設等が存在しているため、騒音および風車の影による生活環境への重大な影響、また山林をはじめとする自然環境への影響、風車設置による眺望・景観上の支障等、さまざまな影響が懸念されることから、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 2. により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避または十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直しおよび基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 環境保全措置の検討にあたっては、環境影響の回避・提言を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することが無いようにすること。

#### 2. 各論

##### (1) 騒音等にかかる環境影響

事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在するため、環境保全に十全を期さなければ、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）および最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から隔離すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避または極力低減すること。

## (2) 風車の影にかかる環境影響

事業実施想定区域の周辺には多数の住居等が存在しており、風車の設置位置によっては、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、住居への影響について適切に調査、予測および評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から隔離すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避または極力低減すること。

## (3) 水環境

事業実施想定区域には水源かん養保安林が多く存在し、周辺には水道水源が存在するため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、森林の伐採等による改変および風力発電設備等の設置工事等で発生する土砂や濁水による水環境への影響を回避または極力低減すること。

また、事業に伴う水道水源への影響については、当該水源を利用する水道事業者と十分に協議すること。

## (4) 植物および生態系

事業実施想定区域には、森林法に基づき指定された保安林が多く存在することから、本事業の実施により、植物および生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、既存道路や伐採跡地等の無立木地等を活用することにより、自然度の高い植生および保安林に指定された森林等の改変を回避または極力低減するとともに、森林帯を可能な限りまとまった状態で残すこと。

## (5) 鳥類

事業実施想定区域周辺では、クマタカ等の希少猛禽類の生息情報があるほか、越冬地として多くのオシドリが飛来していることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故や移動経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類に関する適切な調査および予測を行い、その結果に応じ必要な環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避または極力低減すること。

## (6) 景観

事業実施想定区域は、奥日野県立自然公園に隣接し、また、風力発電設備の可視領域には多くの景観資源や居住区域が含まれることから、本事業の実施により、眺望景観への影響が広範囲にわたり懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、主要な眺望点として居住地域を追加したうえでフォトモンタージュ法による予測を行うとともに、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避または極力低減すること。